

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表1南グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	5,500円
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	3,850円
	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	9,130円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円
	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	18,260円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	
	その他の場合					

	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	11,000円	
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	7,700円	
	その他の場合		22,830円	22,830円	18,260円	

別表1南グラウンドの利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表2北グラウンドの利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円
	その他の場合	68,750円	68,750円	68,750円	55,000円	55,000円

を

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円
	その他の場合	22,830円	22,830円	22,830円	18,260円	18,260円

に

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

##### (施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。